

BA2015-4

# 蟲取研事故調査報告書

I 畝ツアーズ 仙台駅構内 途中下車不能乗車券出場事故

II 蟲取高速鉄道 新高湯温泉付近 高温油(ステーキ)外装汚損事故

III 西蟲取鎮守府 ダバオ湾口付近 特設運送船仙台丸衝突事故

平成 28 年 1 月 14 日



蟲取安全委員会

SSP BUGTRAQ Safety Board

本報告書の調査は、本件事故に関し、蟲取研安全委員会設置法に基づき、  
蟲取研安全委員会により、事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、  
事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行われたものであり、  
事故の責任を問うために行われたものではない。

蟲 取 研 安 全 委 員 会

委 員 長 C. Ponapalt

《参 考》

本報告書本文中に用いる分析の結果を表す用語の取扱いについて

本報告書の本文中「3 分 析」に用いる分析の結果を表す用語は、次のとおりとする。

- ① 断定できる場合
  - ・・・「認められる」
  
- ② 断定できないが、ほぼ間違いない場合
  - ・・・「推定される」
  
- ③ 可能性が高い場合
  - ・・・「考えられる」
  
- ④ 可能性がある場合
  - ・・・「可能性が考えられる」
  - ・・・「可能性があると考えられる」

I 畝ツアーズ 仙台駅構内  
途中下車不能乗車券出場事故

# 蟲取研事故調査報告書

事業者名：畝ツアーズ(2015)

事故種類：誤出場事故

発生日時：平成27年12月31日 8時33分ごろ

発生場所：仙台駅構内 中央口 第2番自動改札機付近

平成28年1月14日

蟲取研安全委員会（蟲取研部会）議決

委員長 C.Ponapalt

委員 畝傍（畝ツアーズ主催）

委員 ヒノハル（ヒノラボ代表）

委員 ラーシェ（DE10 3001）

委員 ティセ（DD16 303）

委員 電（特Ⅲ型駆逐艦）

## 1 調査の経過

### 1. 1 事故の概要

12月31日の朝、所長 C.Ponapalt とヒノハルの指示の元、山形駅であらかじめ購入しておいた新幹線自由席券とセットで使用するため、山形・平泉間の東北新幹線経由の乗車券を購入し、途中下車可能なものと考え仙台駅で降車したところ、自動改札機で切符が回収された。駅員の協力の元回収された乗車券を取り出し、確認をしたところ、途中下車前途無効の乗車券が発行されていた。

事情説明の上仙台駅有人窓口にて途中下車し、コインロッカーに荷物を格納した上で旅程を継続したが、ツアー参加者に重大な精神的苦痛を与える事故となった。

### 1. 2 調査の概要

本事故は、蟲取研事故等報告規則第7条第1項第8号に規定する鉄道乗車券誤購入事故であり、'無人自動券売機 MV30 形マルス端末にて購入したものであって、精神的負傷者を生じたもの'であることから、蟲取研安全委員会設置法施行規則第3条第1号ロに定める調査対象となった。

蟲取研安全委員会は、平成27年12月31日、本事故の調査を担当する主管調査官ほか1名の事故調査官を指名した。

日野春鉄道人間工学研究所は、本事故調査の支援のため、職員を事故現場に派遣した。原因関係者から意見聴取を行った。

## 2 事実情報

### 2. 1 発券の経過

#### (1) 発券の概要

山形駅 MV30 形マルス端末  
山形・平泉間普通乗車券発行

#### (2) 発券・乗車の経過

本件発券作業を指導した者（以下「所長」という。）の口述を総合すると、作業の経過は概略次の通りであった。

平成27年12月31日（木）、電第3832M列車、山形発快速仙台行の乗車に間に合わせるため、午前7時頃、所長・ヒノハル指導の元、山形駅みどりの券売機（MV30形マルス端末）にて山形・平泉間の東北新幹線経由の普通乗車券を4枚発行した。

発行の際、新幹線を利用することから、マルス端末に東北新幹線仙台・一ノ関間経由で入力した。その際に、新幹線特急券はあらかじめ購入済であることを失念していた1名のみ、新幹線特急券のキャンセル操作を行った上で発行した。

発行後、本件乗車券の営業距離は当然に100kmを超えるものと考え、券面を確認せずにそのまま乗車、仙台駅で荷物を預けるため一度出場しようとして自動改札機を通過ところ、畝ツアーズ参加者の1名の切符が回収された。

確認したところ、本件区間の乗車券を発行した4名中3名の乗車券が下車前途無効、上記キャンセル操作を行った残り1名が有効期間2日の乗車券であった。

予定外の問題が発生したため、仙台駅員に事情を話し協議の上、自動改札機から回収・無効化された乗車券を取り出し、有人窓口経由で出場、荷物を預けたのち再入場し、以降有人窓口通過により旅行を継続した。

#### (3) 作業状況の記録

所長には作業状況記録装置は設置されていない。

当該乗車券は最終目的地の平泉駅で回収されており、乗車券の記録はない。

### 2. 2 人の死亡、負傷の状況

負傷：6名中2名（重大な心の傷）

### 2. 3 施設・材料等

#### (1) 本件乗車列車の概要

快速 3832M 07:15 山形→08:29 仙台

東北新幹線 4111B はやて 111 号盛岡行 08:58 仙台→09:30 一ノ関

- (2) 本件乗車券の概要  
普通乗車券 山形→平泉  
経由 奥羽・仙山・東北  
営業キロ 163.3km  
片道 3020 円

## 2. 4 施設等の損傷状況

- (1) 施設・列車等  
特に認められなかった。
- (2) 乗車券  
特に認められなかった。
- (3) 参加者  
心の傷を負ったが、3分後復旧している。

## 2. 5 作業者に関する情報

- (1) 所長 男性  
甲種蠱取従事者免許 平成25年11月2日更新

## 2. 6 気象

曇り

## 2. 7 その他の情報

- (1) 本件に関する過去の事故  
有効期間に関する問題は過去発生していない。
- (2) 本件発生場所付近における作業従事者について  
事故発生時点のツアー関係者合計6名と、仙台駅員2名である。
- (3) 旅客営業規則  
山形駅から平泉駅については、2014年4月1日の旅客営業規則改正時点より、第156条第2項ホにおいて、全区間仙台近郊区間内に変更されているため、通常の乗車券の有効期間は1日かつ下車前途無効である。ただし、本件乗車券は新幹線を経由することを企図していることから、上記において「第16条の2の規定にかかわらず、東北本線（新幹線）郡山・一ノ関間を除く」の例外が適用され、営業キロ163.3キロより、最終的に有効期間2日かつ途中下車可能な乗車券となる。
- (4) 目撃者の情報  
本件ツアー関係者と仙台駅員以外には存在しない。

### 3 分析

#### (1) 本件事故の未然防止に関する分析

2. 1 (2) に記載した状況から、山形駅で発行した乗車券の券面を確認すれば本件事故発生を防げたものと考えられるが、乗車列車の発車時刻が迫っており、また長距離の乗車券は途中下車可能であるとする国鉄時代からの規則が当然に適用されると認識するのは、現在の旅客営業規則から考えても誤りとはいえないことから、本件事故の回避は至難であったものと考えられる。

#### (2) 4名中1名のみ乗車券が意図通り有効期限2日となった分析

2. 1 (2) に記載した状況から、通常の乗車券発行のみでは、たとえ新幹線経由を指定した入力であっても、旅客営業規則第16条の2にある通り、在来線と新幹線は同一の線路として扱われるという原則が優先して適用されるものと推定される。

この場合2. 7 (3) に記載した旅客営業規則の例外が無視され、仙台近郊区間内と扱われるため、下車前途無効の有効期間1日の乗車券と誤って判定され、下車前途無効の乗車券が発行されるものと推定される。

ただし、新幹線特急券をあわせて発行しようとして操作した場合にのみ、例外が意図通りに適用され、その後特急券のみキャンセルしても、特急券を発行しようとしたというフラグが内部に残り、意図通り有効期間2日の乗車券となると推定される。

#### (3) 本件の乗車券の途中下車の可能性に関する分析

2. 7 (3) に記載した旅客営業規則の例外を根拠として、新幹線に乗車する場合は有効期限2日の乗車券が発行されるべきであり、本件の乗車券での仙台駅における途中下車は可能であると認められる。

#### (4) 仙台駅での取扱に関する分析

本件事故の発生した仙台駅では、最終的に仙台駅での途中下車が認められ、有人窓口から出場している。これについては、MV30 マルス端末の仕様と実際の運用との差異、新幹線を経由するという事情説明、別に発行した新幹線特急券の提示から、適切かつ規則内の運用であると認められる。

#### (5) 新幹線特急券と乗車券を別に発行したことに関する分析

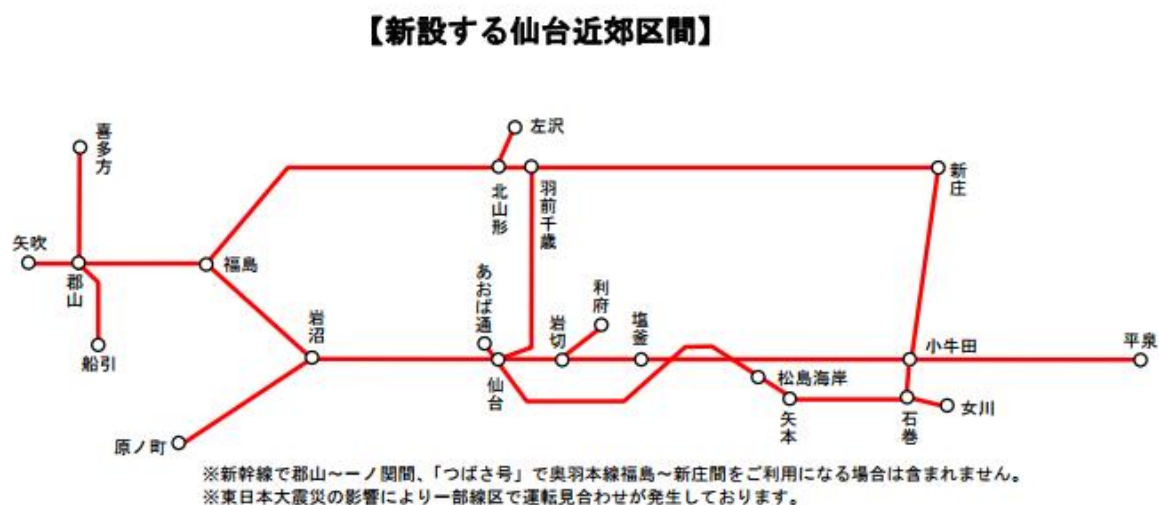
新幹線特急券を含む特別急行券と乗車券は別であり、利便性・効率の観点から区間が一致した場合等に一枚の券として発行されることもあるが、本来は全く別個の2枚の券である。ゆえにこの2枚の券を別の機会に発行することについては、想定される範囲内の運用であり、規則に矛盾しないと認められる。



## 4 原因

本事故は、本来有効期間2日の乗車券として発行されるべきものが、MV30 マルス端末の仕様により、誤って大都市近郊区間内と判定され、下車前途無効の1日のみの券として発行されたことが原因であると推定される。

付図1：仙台近郊区間



### 【新設となる区間】

- |       |                     |       |                      |
|-------|---------------------|-------|----------------------|
| ・東北本線 | 矢吹・平泉間              | ・磐越東線 | 船引・郡山間               |
|       | 岩切・利府間              | ・磐越西線 | 郡山・喜多方間              |
|       | (東北新幹線をご利用になる場合を除く) | ・奥羽本線 | 福島・新庄間               |
| ・常磐線  | 原ノ町・岩沼間             |       | (「つばさ号」をご利用になる場合を除く) |
| ・仙山線  | 全線                  | ・左沢線  | 全線                   |
| ・仙石線  | 全線                  | ・陸羽東線 | 全線                   |
| ・石巻線  | 全線                  |       |                      |

出典

- ・ JR 東日本旅客営業規則  
<https://www.jreast.co.jp/ryokaku/>
- ・ JR 東日本プレスリリース 2013/11/14  
<http://www.jreast.co.jp/press/2013/20131114.pdf>